

滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）（原案）に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和5年(2023年)12月20日(水)から令和6年(2024年)1月19日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画（第2次）（原案）」についての意見・情報の募集を行った結果、3名(団体を含む)の方から、16件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報について、内容ごとに整理し、それらに対する考え方を以下に示します。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	件数
表紙・目次	—
第1章 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の基本的な考え方	2
第2章 滋賀県の障害者文化芸術活動に関する現状および課題	—
第3章 基本目標と施策の方向性	—
第4章 施策の展開	12
第5章 計画の推進	—
全体	2
合計	16件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

No	頁	意見・情報(概要)	意見・情報に対する県の考え方
第1章 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の基本的な考え方			
1	1	共生社会の実現を目指すため、計画を作るとしているが、共生社会の実現に向けて、この計画の位置づけは何か。共生社会の実現のためには、健常者の障害者に対する理解、障害者同士の理解も必要だと思う。	本計画は、平成31年施行の滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例に基づき必要な施策を講ずるための取組方針を示した計画であり、文化芸術分野において、共生社会の実現を目指しています。 また、いただきました御意見のとおり、障害の理解を深めることは重要であると認識しており、本計画に基づき、障害に対する理解促進に向けて取り組んでまいります。
2	1	数値目標について、時代とともに目標が変わっていくことも考えられる。その都度、現状に合わせて調整してほしい。	いただきました御意見を踏まえ、以下のとおり追記いたします。 令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間の計画とします。 <u>なお、障害者文化芸術推進法の改正や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて、計画の見直しを行います。</u>
第4章 施策の展開			
3	19	障害者の文化芸術活動について、活動の場と指導者の確保が最大の難問だと思う。また、発表の場があることで、活動の励みになる。そのため、活動の場、指導者、発表の場の確保が大切だと思う。	いただきました御意見のとおり、障害のある方の文化芸術に関する鑑賞の機会、創造の機会、発表の機会が限られていることについて、課題であると認識しています。 この認識のもと、本計画に基づき、地域の文化施設等において、市町と連携し、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽しめるプログラムを開催するとともに、地域の障害者文化芸術活動を支援するための人材育成を図ってまいります。
4	19	障害のある方の中には、音声に苦手な方が意外と多いので、鑑賞する場では音声に低減調整できるような準備があると参加しやすいと思う。	いただきました御意見のとおり、障害の特性に応じた鑑賞サポートなどが必要であり、開演前に舞台演出等を伝えるなどのサポートに取り組んでいます。 引き続き、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムに取り組み、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
5	19	文化芸術プログラムを開催する際には、気軽に出入りができると良い。長く同じ場所にいることが出来ない子もいる。カームダウン、クールダウンできる場（部屋）を設けると良いと思う。	いただきました御意見のとおり、障害の特性に応じた鑑賞サポートなどが必要であり、会場の出入りを自由にし、カームダウンスペースを設けるなどのサポートに取り組んでいます。 引き続き、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムに取り組み、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
6	19	会場が広く、多くの人がいる場合、障害のある方を見失ってしまう場合がある。すぐに見つげられると、親や支援者は安心できるので、GPS付き小物品などをレンタルできるようにしてはどうか。	いただきました御意見のとおり、障害の特性に応じた対応などが必要であることから、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
7	19	学齢期の子どもや定年後の高齢者などが、文化芸術活動ができる機会を増やしてほしい。	いただきました御意見のとおり、障害の有無にかかわらず、誰もが文化芸術活動を楽しめることが必要であることから、本計画に基づき、あらゆる世代の方が楽しめるよう、鑑賞サポートなどを行った文化芸術プログラムを行ってまいります。
8	19	ある大会の主催者として、県立施設を利用した際に施設側の対応について、合理的配慮の提供が十分でなかったと感じた。 計画では、障害者が鑑賞する時に、合理的配慮を提供すると記載しているので、県内の各施設に計画の内容を周知し、合理的配慮の提供について徹底してほしい。	いただきました御意見を踏まえ、県の文化施設において、合理的配慮の提供にさらに努めてまいります。 また、令和6年4月1日から、すべての事業者において、合理的配慮の提供が義務化されることを受けて、県内の文化施設関係者が集まる機会や市町の文化施設と連携した人材育成などを通して、合理的配慮の提供について周知を行ってまいります。
9	21	各福祉圏域で、障害者の為のイベントや祭を市町で行ってほしい。	いただきました御意見のとおり、市町における取組が必要であることから、市町の文化施設において、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムの開催に取り組んでいます。 引き続き、障害の有無にかかわらず誰もが楽しめる文化芸術プログラムに取り組み、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
10	21	障害者施設などで、発表会を行っているところもあるが、もっと発表の場を設けてほしい。また文化芸術活動に取り組んでいる団体を把握し、課題などを整理し施策に繋げてほしい。	いただきました御意見のとおり、障害のある方の文化芸術に関する発表の機会が限られていることについて、課題であると認識しています。 この認識のもと、本計画に基づき、地域の文化施設等において、市町と連携し、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽しめるプログラムを開催してまいります。 また、文化芸術活動に取り組んでいる団体の把握については、障害者の文化芸術活動に対する支援を行う団体と連携し、実態把握に努め、必要な施策を検討してまいります。

No	頁	意見等(要旨)	意見等に対する考え方
第4章 施策の展開			
11	21	市町の協力を得て、空き屋、空き倉庫を活用し、障害者の芸術発表の場にしてはどうか。	いただきました御意見のとおり、市町等と連携した発表の場が必要であることから、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
12	23	障害のある方が作った芸術作品を、誰でも気軽に出品できるようにしてはどうか。 作品画像をネット上に公開し、好評な作品は、会場での展示や商品展開（デザインを衣類やバッグ、トットバッグ等に）させて、社会貢献の一つにしてはどうか。 また、大型商業施設の一画に、大型スクリーンを設置し、作品を表示してはどうか。広いスペースが無くても展示でき、多くの人に見てもらえる。	いただきました御意見のとおり、障害のある方の文化芸術作品の発表の機会の確保等が必要であることから、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
13	24	滋賀の文化芸術活動に参加協力する団体のネットワークの構築や協力的な団体、個人などのリソースマップを作ってはどうか。	いただきました御意見のとおり、障害者の文化芸術活動の推進にあたり、関係団体等とのネットワークの構築が重要であることから、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
14	24	地域の障害のある人の文化芸術を進めるとあるが、市町でプログラムを行うためには、県からの補助が必要であると思う。	いただきました御意見のとおり、市町への支援等の連携が重要であることから、本計画に基づき、地域の文化施設等において、市町と連携し、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動を楽しめるプログラムを開催するとともに、地域の障害者文化芸術活動を支援するための人材育成を図ってまいります。
全体			
15		計画（第1次）の振り返りと計画（第2次）の方針が分かりづらい。現行計画の課題を分析した上で、次期計画に反映し、推進して行ってほしい。	本計画の策定にあたり、滋賀県障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会において、計画（第1次）の成果と課題を整理し、計画（第2次）の方向性をまとめており、これに基づき施策の推進を図るとともに、分かりやすい表現に努めてまいります。
16		滋賀における文化芸術活動をもっとPRするべきだと思う。	いただきました御意見のとおり、機会をとらえ文化芸術活動の広報に取り組むことが必要であることから、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。